

水源連だより

1999年10月28日

SUIGENREN
DAYORI
No 11

東京都千代田区平河町1-7-28-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替 00170-4-766559

ホームページ <http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>

水源開発問題全国連絡会◆

ホームペジ <http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>

案内 屋内 平成 11 年(1999年)9月26日 日曜日 県内総合

六月四

■川辺川ダム建設 ■

本体工事中止を要求 人吉市の全国集会で採択

保険関に要求する」との大
タム建設に反対する市民
団体や川辺川利水訴訟原告
団、水源開発問題全国連絡
会(水源連)など十五団体で
つくる実行委が企画し、約
百七十人が参加。本体着工
をめぐり、水系の漁業権を
持つ球磨川流域の動向が最
大の焦点となるなか、漁民
とともに日本一の反対を
すうつむきテーマに掲げた。

漁業法規に詳しい熊本
規・明治学院大教授(水産
府研究員)は「漁業権で球
磨川水系を守る」と題して
講演し、「漁業補償の主体
は本来は漁協でなく個々の
漁民。全組合員が同意しな
い限り、建設省はダム本体
工事に踏み切れないはず」
と主張。仮に漁業権の強制
収用という思想になれば
「球磨川で漁をする人全員
が漁業補償の対象になり、
困るのは建設省の方だ」と
述べた。

昨夜、人吉市の人吉カルチ
ーパレスで開かれた
「球磨川水系を守る全国集会」で
講演

「球磨川・川辺川を守る全国集会」で
講演

水資源事務局は、ダム計
画の根拠となる洪水時の最
大流量設定の問題点などを
主張。金額から駆け付けた
市民運動の代表者十二人
も、同漁協を支持する「言
メッセージを寄せた。



第6回

水源連総会報告

昨年の栃木県今市市での水源連総会に続
いて今年の総会は、川辺川ダム本体着工を
目指す建設省との緊張した状況にある人吉
市で行われました。

ちょうど10月23日の深夜台風18号
が鹿児島から熊本西部をかすめて通過し、
人吉周辺もかなりの被害が出て、八代・鹿

児島方面からのJR・高速道路等の交通手
段も一時寸断され、飛行機も運休するとい
う状況でした。そのため、現地の準備にあ
たられた皆さんには自宅の被害をおして見学
会・全国集会・水源連総会と奔走してくだ
さいました。紙面を借りてお礼を申し上げ
ます。

また、全国から参加の皆さんも飛行機が飛ばない、あるいはＪＲが八代で止まる、車でも困難という状況の中で様々な工夫をしたり、長時間の列車に耐えたりという形で参加を戴きました。中には予定しながら断念せざるを得なかつた方もあったということです。事務局の十分な対応ができなかつた為にご迷惑をおかけした点もありました。

9月25日は、12時半人吉駅集合で現地見学会、結局JRはまだ動かず空席の目立つマイクロバスは川辺川と球磨川の合流点へ、そこで見たもの上流の市房ダムのためにひどく濁った球磨川本流と、すこし濁りの收まりつつある川辺川です。ダムの影響は明らかです。さら六角水路で鹿児島空港からのバスと合流し利水訴訟のメンバーの方の説明を受けました。これは川辺川の遙か上流から自然流下で相良村の大地を潤してきた歴史的な水路です。取水地点も通り、先人の知恵はすごいものです。お茶栽培の現状からダムはいらないことを改めて確信し、五木村に入り、頭地地区の水没地区にある村役場や子守歌公園の後、周辺2ヶ所の代替え地の荒々しい造成現場を見た後、人吉に戻りました。

全国集会は、「清流川辺川を未来に手渡す会」「県民の会」「川辺川球磨川漁民有志の会」「水源連」等で構成された実行委員会の主催で行われました。を台風でJRも高速道路も国道もズタズタ、多くの参加者が自宅に被害を受けているという中で17

0人余りが集まり、漁協組合長挨拶、ダムに変わる治水方法、漁業権についての講演等内容のあるものでした。（詳細は次頁の「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」西田さんからの報告）

集会終了後宿舎では例年のように深夜まで全国からの参加者の交流会が続きました。

翌日は会場を商工会館に移して第6回水源連総会が行われました。総会は、矢山代表の挨拶で始まりました。

総会には、月山ダム、徳山ダム、苦田ダム、総会30分前に到着した辰巳ダムの運動団体の他、前夜に続いて国立市長の上原さんなど70名余りの参加で行われ、見直し機関、ダムの財源負担問題、ダム中止後の生活再建問題、共有地運動と強制収用問題、各地の運動の報告など盛りだくさんの内容で行われました。その中の焦点のひとつは見直し機関についての事務局の提起でした。当面可能な範囲での公害等調整委員会を活用した方策についてはこれまでの「見直し機関」案と関連した議論が行われました。また、ダム中止後の生活再建問題については社会科学的な取り組みの重要性が確認された他、徳山・苦田のような強制収容問題の報告もあり、熱心な討議が行われ、この1年共に連帯して活動を進めることができました。

総会の事務局報告・討議内容・各地からの活動の報告など詳しくは5頁以降で詳しくご覧ください。

台風に負けない熱気で川辺川全国集会開催

各地に大きな災害の爪痕を残した台風18号が熊本を直撃した直後の9月25日（土）、道路が寸断され、公共交通機関の利用もままならない中で「清流球磨川・川辺川を守る全国集会～漁民とともに日本一の尺アユを守ろう！」が開かれ、全国から約170名が会場であるカルチャーパレス（人吉市）に集まりました。

このシンポジウムは、タイトルの通り「ダム絶対反対」を掲げ建設省に一步も譲らない球磨川の漁民の方々を応援し、味・大きさ共に日本一の尺アユを守るためにいろんな団体が協力して開催したものです。

集会では、実行委員長の鶴上氏による挨拶の後で、球磨川漁協組合長の高沢氏が、台風の影響で自宅に電気も水道も来ていないうちを駆けつけて下さり、現在の球磨川漁協の状況も併せ「ダムは漁協にとって何のメリットもない。それがダム絶対反対の所以だ」と環境保全の必要性を説き、「漁協独自で今後の問題に取り組んでいく」と発言されました。

川辺川ダム問題の現状説明の後で、水源連の嶋津暉之先生が「川辺川ダム計画の科学的検討」ということで治水面で川辺川ダム計画を検討。川辺川ダムには特殊な「なべ底調節方式」が用いられ、ピークが二山・三山と来る場合にはダムでは対応不可能なこと。想定以上の雨量でダムの容量を超えた場合、決壊を避けるために洪水調節をや



挨拶する漁協高沢組合長

めると、放流量が急激に増えて下流で急激な水位上昇が起きる点などを挙げて、ダムに頼る治水計画の危険性を解説。加えて、建設省による基本高水流量の再検討。森林の保水力向上の根拠を示すと共に、川床掘削と遊水池の併用による代替案の方が有効であることを強調。さらにS40年水害時の市房ダム操作法の検証が行われました。

続いて全国からこの日のために駆けつけてくれた仲間の紹介と、代表して「ストップ・ザ・苦田ダムの会」代表で元代議士の矢山有作氏と、市民運動出身・前水源連事務局で国立市長になられた上原公子さんから挨拶と励ましの言葉をいただき、会場は活気づきました。また、公共事業チェックを実現する議員の会等からの電報も紹介されました。これを受けて球磨川の漁民を代表して吉村勝徳さんが「川が死ねば全て死ぬ。なんとしても川を守る」と発言し、市民にあたたかい支援を求められました。

漁業権問題に詳しい熊本一規先生（明治

学院大学）は「漁業権で球磨川水系を守る」と題して講演。ダムを造る側の建設省よりも、川で漁を営んでいる漁民の権利の方がはるかに強いことを重ねて強調。補償契約は漁協と結ぶわけではなく、漁民一人一人の同意が必要なので、同意書や委任状にサインしないと建設省は絶対にダムを造れないアドバイス。また、漁業権の強制収容は建設省にはかえって不利で、あり得ないことをわかりやすく説明なさいました。

パネルディスカッションでは、三室勇氏（球磨川漁協理事・前組合長）が、ダムに反対する理由として、球磨川に3つのダムができる前は5000万匹のアユが自然遡上していたのに、ダムができてからは300万匹以下になった例を挙げ、命がけで行政と闘うことを表明。八代海を隔てて球磨川の対岸にあたる姫戸町の漁師・浜崎氏の代理として登壇された「天草の自然を護る会」の吉崎氏は八代海が如何に球磨川の恩恵にあずかっているかを実例を挙げて紹介。「球磨川は実質的に川辺川が支えている。川辺川が死んだら八代海も死ぬ。川辺川が生き抜き、球磨川もいい川になり、昔の豊かな八代海を取り戻したい」と発言。「細川内ダム絶対反対」の木頭村から参加された高石氏（木頭村議會議長・前漁協組合長）は「漁協が川を守らなくてどうする」と、木

頭村の事例を挙げ、建設省の話など聞く必要がないことを重ねて強調されました。熊本先生は委任状に署名・捺印さえしなければ、建設省との話し合いは関係ないと改めて漁業権の強大さを強調。河川沿岸の住民は決して水害を恐れているわけではなく、既に伝統的に治水の方式が流域にあり、かえって水害を楽しんでいたことを指摘し、今後はそういった方法を治水の基盤に据えるべきだと発言。最後に三室氏が「本日の集会で元気づけられた。今後も絶対反対を貫きたい。支援をお願いしたい」と述べられ、集会宣言で「ダム本体工事の中止と事業の見直しを住民参加の下、建設省などの関係諸機関に要求する」という決議が採択され、幕を閉じました。

この全国集会で改めてダムに頼る治水対策の危険性や漁業権の重要性が明らかになりました。今後も球磨川漁民の支援の必要性を感じました。

また、当日は台風の影響による交通渋滞や道路の寸断などで会場にたどり着けなかったという声も多く聞かれました。中には十数時間かけて電車でやって来られた方や、集会に間に合わなかつた方などなど、本当に条件の悪い中でのみなさんのご参加とご協力に感謝致します。ありがとうございました。

集会については下記もご参照ください

<http://www.mainichi.co.jp/eye/feature/details/nature/tokuhain/yokota/1999/>

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 西田陽子

総会での事務局報告と討議の概要

水源開発問題全国連絡会 1998年11月以降の活動報告

1998年11月14日、栃木県今市市で開かれた第5回水源連総会以降の主な活動とダム問題関連の動向を報告します。

1. 概要

この一年間で各地のダム反対運動は新たな局面を迎えていました。徳山ダム関係では共有地の強制収用、苦田ダム関係では地権者との話し合いをしないまでの本体工事着工、川辺川ダム関係では球磨川漁協への執拗な圧力など、ダム起業者は事業遂行に強権を發動しています。

これらの策動に対して私たちは、直接交渉、異議申立て、監査請求、提訴、国会議員の協力による中央省庁追及などを通して、各ダム事業に根拠がないことを明らかにし、建設省などによる不当な策動を広く世に知らせてきました。徳島市の仲間たちは第十堰問題で住民投票条例の制定に成功しています。

松倉川ダム、新月ダムなど、建設省のダム総点検で休止決定された事業については、休止から中止へと向けた運動が取り組まれました。松倉川ダムは中止になり、新月ダムは最終局面を迎えようとしています。

水源連は独自のイベントがない1年でしたが、事務局は各地の支援活動を中心に、各地のダム反対運動が抱える共通の問題点を克服するべく調査、検討をおこなってきました。

それらの主な内容は以下の通りです。

1. 川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダム、南魔ダム、新月ダム等、個別反対運動の支援
2. 公共事業を見直す第3者機関についての調査、検討
3. 財政負担問題についての調査、検討
4. ダム中止の場合の生活再建策についての調査、検討
5. 河川整備基本方針と河川整備計画についての調査、検討
6. 機関紙「水源連だより」の発行
7. 水源連リーフレットの作成
8. 水源連ホームページの作成

2. 建設省などの主な動きと対応

① ダム等事業審議委員会とその後

細川内ダム建設事業審議委員会は木頭村の努力により、設置されていません。「事業推進の答申を出すための審議委員会設置には応じることができない」という木頭村の姿勢を私たちは全国から支援しましょう。

設置された13の審議委員会以外は既に答申、または、中間答申を出しています。建設省は「その答申に基づいて」として各事業を強引に進めていますが、渡良瀬遊水池第2貯水池事業と足羽川ダム事業は特異的な状況にあります。

①-1 渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業

この事業は、渡良瀬遊水池の中にもう一つの貯水池、第2貯水池を建設するものです。審議委員会は、1996年に、水質悪化が進行している第1貯水池の水質改善の目処をつけることなどの条件をつけて、それまでは第2貯水池の事業を中断することを求める中間答申を出しました。建設省はこの答申を受けて、広大なヨシ原に第1貯水池の水を流すヨシ原浄化池の造成事業を進めてきました。建設省はヨシ原浄化池で水質改善の目処が得られたと強弁していますが、その実態はひどいものです。それは、貯水池の水質改善効果が全くないばかりか、ヨシ等の植物の生育を危うくする代物でした。

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会は、来年再開が予定されている審議委員会に向けて、ヨシ原浄化池が有害無益なものであること、第2貯水池建設が利水治水の両面で不要であることを科学的に明らかにすること、あわせて、遊水池を自然博物館として保全するエコミュージアムプランを実現する活動を進めています。

①-2 足羽川ダム建設事業

足羽川ダム建設事業審議委員会は「足羽川にダムは必要」という文言と、「現計画は犠牲が多く不適当」という文言を入れた答申を出しました。建設省はそれを受け、現案も含めたいいくつかの代案を出すことにしていますが、約2年経過した現在も、いまだに何も出しています。

現地の美山町はこの答申を「美山町に関わるダム計画は無くなった」と捉え、美山町に関係するようなダム計画には一切耳を貸さないことを決めています。

足羽川ダム計画が現在のところ頓挫しているのは事実ですが、再度息を吹き返すことのないよう、監視と世論形成の強化が必要です。

② ダム総点検等

建設省はこれまでダム事業等審議委員会、ダム総点検と再評価システムの三つでダム事業

の見直しをおこなってきました。

今年からは総点検の結果、検討の必要があるものも再評価システムにかけることにしました。99年8月26日、2000年度予算概算要求に関連し、新たに4ダム事業と2生活貯水池事業の休止と細川内ダムの一時休止の継続を発表しました。詳しくは別項を参照下さい。

③ 強権的策動への対応

③-1 川辺川ダム関係

川辺川ダム関係で建設省は本体着工には球磨川漁協の合意が必要としています。同漁協は「川辺川ダムができるとアユに壊滅的被害が出る」として絶対反対の立場を堅持しています。その漁協をダム事業推進の障害と見る建設省は、流域自治体を使って同漁協に圧力をかけたり、一方的にダムの正当性を訴えるビラを全戸配布するなど、漁協の孤立化・漁協崩しに躍起になっています。

水源連事務局では講師を招いて漁業権に関する勉強会を持ったり、川辺川ダム計画の持つ治水面での欺瞞性を科学的に明らかにする作業を進めています。

「ダム絶対反対の姿勢を堅持している球磨川漁協」と、ダム反対漁民を中心に新たに発足した「川辺川・球磨川を守る漁民有志の会」を全国から支援することを要請します。

③-2 徳山ダム関係

徳山ダムでは昔からあった共有地に強制収用がかけられています。徳山ダム建設中止を求める会が中心になり、この共有地地権者の一人からその権利の一部を譲渡してもらい、そこに新たな共有地運動を展開しています。水源連関係者にもこの地権者になってもらっています。強制収用の前提となる事業認定に対して、新たな地権者が原告となり、その取り消し訴訟を起こしました。また、収用委員会への対応にも力を入れています。

水源連の皆さんに、この訴訟を財政面でも支えて頂くことを要請いたします。

③-3 苛田ダム関係

苛田ダムの水没予定地内には、少数とはいえ、居住する住民が存在し、且つ、共有地の所有者が1200名近くもいるにもかかわらず、建設省はその権利関係をそのまま放置し、権利譲渡のための交渉を何もしないまま、6月16日に苛田ダムの本体着工を強行しました。

直ちに水没するわけではないからダム本体工事を先行したというのが建設省の説明ですが、法治国家においてはとても通用する話ではありません。ダム本体工事は水没という結果を必ずもたらすものであって、居住者および土地所有者の権利を根底から損なうものですから、その権利関係を放置したまま、本体工事に入ることは許されることではありません。

「苦田ダム阻止土地共有者の会」などの地元反対団体の猛烈な抗議と、「公共事業のチェックを実現する議員の会」有志の申し入れを受けて、建設省はあわてて、地権者の全員に対して土地の譲渡を求める文書を出しました。建設省は、国会答弁で、地権者に対して「最終的に法的な措置をとらざるをえない」という強制収用も辞さない姿勢を示しており、今後の苦田ダム反対の闘いの焦点は、強制収用の手続きをめぐるものになります。地元反対団体は、事業認定の取消しを求める法廷闘争の準備を進めています。

3. 水源連（もしくは事務局）の行動

基本的には概要で記した行動をおこないました。

① 個別反対運動の支援

川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダム、第十堰等の問題で、現地運動体が「公共事業チェックを実現する議員の会」主催のヒアリング開催を同会に求めるとき、また、そのヒアリングが開催されたときに、事務局として積極的に支援をおこないました。

また、各地の反対運動体の求めに応じて、理論的対応の支援をおこなっています。

② 公共事業を見直す第3者機関についての調査、検討

水源連では既に「公共事業見直し機関」草案を作成し、政府にその実現を要請してきた経緯がありますが、一向に前に進んでいかないのが実体です。この問題について前回の総会では「情報公開・討議保証機関」の方向を探ることに支持が多かったことをうけ、そのような内容を併せ持っていると思われる、公害紛争処理法に基づく「公害等調整委員会」「都道府県公害審査会」について、勉強会を2回開くなど、検討を重ねています。

これらの機関は申請のあった公害紛争について、あっせん・調停・仲裁・裁定をおこないます。公害調停委員会（または公害審査会）は必要に応じて、職権で当事者に出頭を求めたり、文書の提出を求めたり、委員会自らが調査をおこなうことができます。

ただし、この制度は基本的には典型七公害の紛争を対象としたものであり、ダム建設等による環境破壊を対象にするには難しい面があります。また、文書提出の命令が発動されることはまれなようです。

事務局では、公害調停委員会（または公害審査会）の機能を強化拡大して、ダム建設等も対象にし、同時に情報公開や討議保証の機能を持たせることを追求していきます。

詳しくは別項を参照下さい。

③ ダム事業に関わる財政負担問題

国も各都道府県、各市町村も、深刻な財政危機にあり、ダム建設等の水源開発事業をこれ以上進めることは財政面からも許されない状況になっています。各水源開発事業と関連事業の巨額の事業費は、国税、地方税、水道料金の形で私たち国民の肩にかかってきています。その実態を明らかにして、事業にストップをかけるため、様々な取り組みがされてきています。長良川河口堰、徳山ダム、苦田ダムに対しては、それぞれの団体が、使う当てのない水の水源開発負担金に対する県一般会計からの支出は違法であるという監査請求を行い、次にその結果を受けて住民訴訟を起こしています。思川開発に対しては、「思川開発事業を考える流域の会」が栃木県に費用負担の詳細を求める公開質問書を提出しました。

また、苦田ダム問題については京都大学の西村宣彦氏が、ダム関連事業を今中止した場合と継続した場合とで、県民の将来負担がどれほど大きく変わってくるかについて詳細な試算を行いました。

具体的な内容は別項を参照してください。

④ ダム中止後の生活再建対策の継続の問題

ダム予定地の人々と共にダム建設事業を中止に追い込むためには、ダム中止後も、ダム予定地の生活再建・地域振興事業を極力継続できるような法制度の整備が必要です。事務局ではこの法制度を検討するため、国会議員を通して政府に対して質問主意書の提出と資料請求をおこなうと共に、講師を招いての勉強会を持ちました。

ダム中止後の地域振興事業の継続は、事業名目を変える形で可能性があるようですが、個人への補償は現行法では難しいところがあります。

この問題に関しては、新たな法制度の確立を求めると同時に、ダム予定地から具体的な要求を出していくことも重要です。

詳しくは別項を参照して下さい。

⑤ 水源開発問題のリーフレットの作成作業、水源連のホームページ作成作業

水源開発問題と水源連について紹介することを目的としたリーフレットを作成しました。多くの皆さんに活用願いたく思います。

なお、今回のリーフレットは水源開発問題全般を取り上げたので、これからは各地の具体的運動を紹介するリーフレット NO.2 を作成したいと思います。

水源連のホームページは <http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm> です。インターネットを経験されている方は一度ご覧になって下さい。まだまだ工事中（作成準備中）のページが多く申し訳ありません。鋭意、充実に向けて努力中です。

機関紙「水源連だより」を3回発行しました。

4. 1年を振り返ると

この一年は、水源連としてまとまって行動したことはない一年でした。

全体的には、ダム起業者が強権を發動する事態にもなっていますが、各地の運動は国會議員団からの協力を得ることにも成功し、ダム計画の欺瞞性を広く世に問うことができました。

今年は統一地方選も行われました。

水問題関係者も首長選や議会議員選に名乗りをあげ、ダム問題をはじめとした公共事業問題や、その根底となる自分たちの手で町作りをおこなうことを訴えました。その結果、東京都の国立市では上原公子さんが市長に、山形県鶴岡市では草島さんが、熊本県人吉市では本村さんがそれぞれ市議会議員に当選しました。徳島市では第十隻の可動堰化に対して住民投票を求める市民が当選し、議会内で住民投票賛成派が多数を占める結果になりました。紆余曲折はありましたが、同市議会は既に住民投票条例を可決しています。

昔から「水を制するものは天下を制する」といわれています。その意味合いは時代とともに変わってはいます。現在は「水問題は自分たちの問題。自らの地域作り、自治の問題」といえるでしょう。

この一年も数年来の宿題の解決を目指し、水源連の仲間全員で力を合せて頑張りましょう。

「水源連だより」、「水源連ホームページ」を通して、各地の状況、国の動きを互いに知らせあうことは重要なことです。今後も更に充実させるため、各地からの生の情報をどんどん寄せてください。

活動報告への質疑

3 (発言者)

:希望を3つ申し述べる。

1. 公共事業見直し機関について第三者の性格をもたせること。
事業計画をキャンセルさせる。
N G O の発言参加する仕組み。
再審議の請求権。

2. 被害者救済の仕組みについて最大の被害者が最大の推進者になりがちである。
3. 財政負担の問題どこかで断ち切る仕組み。大岡裁きが必要。

大規模公共事業見直し機関の検討

事業者側に情報を公開させ、討議に応じさせる権限を有する機関について

第5回総会で見直し機関のあり方を議論した結果、「見直し」という判定は行わず、事業者側に対して「住民が求める情報を公開させ、住民との討議に応じさせる」権限を有する機関を設置する案に賛同する意見が多くあった。見直し機関が設置されても、見直しの結果はその機関のメンバーによって左右されるので、メンバーの人選によっては見直し機関が事業推進にお墨付きを与える危険性がある。そこで、見直しという機能をなくし、住民と事業者側が対等に討議できる場を保証する機関を設置する。住民側はこの討議によって事業の不要性、欺瞞性を明らかにして、事業中止を求める世論を形成していく。

このような機関に近い機能を持つものとして、公害等調整委員会および都道府県公害審査会がある。同委員会は典型七公害の紛争に関しては住民の申請に対し、公害原因者との間の調停等を行う。調停等の過程で双方が討議し、且つ、必要に応じて委員会は原因者に文書の提出を命じることができるようになっている。

そこで、事務局では、(1) 公害等調整委員会等で実際にどの程度、討議や情報公開がされているのか、また、現制度のままでダム建設問題の申請をすることがどの程度可能なのか、(2) ダム建設等の大規模公共事業をきちんと討議できるようにするためにには、どのように制度を改めるべきか、の2点について検討を進めてきている。(1)については、同制度に詳しい樋渡俊一弁護士のお話を聞きし、(2)については、環境アセス制度について詳しい岡村隆保氏（「環境アセスメントを考える（現状の問題点と理想の姿を探る）」（近代文藝社 1995年）の著者）に依頼した。ここでは、紙面の関係があるので、(1)の内容を紹介する。樋渡氏の話は次のとおりで、結論は、「公害等調整委員会（公害審査会）はメリット、デメリットがあるが、ダム問題についての間口をこじ開けるためにも、是非、ダム問題の申請を行ってほしい。」というものであった。

★ 公害等調整委員会の現状 （樋渡俊一弁護士） [文責：事務局]

ア 公害等調整委員会（公害審査会）のメリット

a 討議

この制度の魅力は相手方と対等に討議できることである。委員長の裁量によるが、申請者と被申請者がかなり議論できる余地がある。議論することによって問題が明かになっていく。

豊島清掃工場建設問題の時は、焼却が必要か否かを議論することができた。ただし、政策問題だという逃げ方があるので、委員長の判断によって変わる可能性がある。

b 情報の開示

この制度を使って、データの開示を求めることができる。公害等紛争処理法の条項に基づく文書提出命令は、適用の条件がきびしいので、発動されることはほとんどないが、現実には、事実上の文書提出勧告が出され、情報が開示されることが少なくない。ただし、委員長の人による。また、被申請者を追い詰めないと、委員長は勧告を出さない。

c 委員会の調査

委員長の判断によって、委員会による調査が行われる。日の出廃棄物処分場問題の時は現地調査による電気伝導計の確認が大いに役立った。委員会は行政庁であるので、委員会の職権として、詳細な調査を行った例もある（例、山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停事件における農薬散布の地下水影響調査）。

d その他

裁判と比べて

- ・被害があると予想される人は署名感覚で申請者になれる。
- ・申請手数料が裁判の民事調停に比べて、その2～3割である。
- ・裁判のように長引かず、調停の期間が2年程度である。

イ 公害等調整委員会（公害審査会）のデメリット

a 典型七公害

典型七公害に当てはまらないと、制度上は調停の対象にならない可能性が高い。しかし、これは力関係の問題であって、間口をこじ開けることが必要である。

ダム問題については、漁業被害等に絡めて調停申請することが考えられる。

b 手続きの非公開

調停の会議は非公開の部屋で行われ、会議終了後も本来はその結果を公開してはならないことになっている。しかし、申請者は全員が会議に出席することができるので、これによる制約は少ない。

c 委員会の人選

中央の委員会のメンバーではあまり期待できない。しかし、都道府県の委員会の中には問題意識のある人が委員になっていることもあり、その場合は、申請すれば、それなりの展開を期待できる。

見直し機関についての質疑

- ◆：NGOを審議委員に加えるべき。
- ◆：審議委員には推進を謳う人は入れない。市民側入れるべき。

- ◆：見直し機関と公害等調整委員会が交錯していて違和感がある。個々のダムでは公害委を適用できうると

いうことではないか。

いない。

◆：公害等調整委のようなものなのか。
公害委そのものをそのように用い
るということなのか。どう調整す
るのかという問題が押さえられて

事務局：この委員会に最終判断を出さ
せるのは難しい。その過程を使っ
ていきたい。判断を期待した場合、
現在の力関係で難しい。

ダム中止後の生活再建措置についての法制度的検討

ダムをめぐる社会情勢は大きく変わりつつある。ダムが様々な災いをもたらすこと、ダム建設に必要性がないことが次第に知られるようになり、ダム建設の中止を求める声が大きく広がりつつある。

ダム建設の中止を求める運動は現在、ダム予定地の下流域で展開されていることが多いが、その場合に重視しなければならないのは、ダム予定地の人々の意向である。

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であったが、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむをえず同意した経緯があるところが多い。それらの人々は代替地等への移転を前提として、将来の生活設計を行っており、現段階でのダム反対運動に対して拒絶反応を示すこともある。

ダム反対運動が地元の人々と対立するようでは、その運動の行く末は決して明るいものにはならない。この状況を開拓し、地元の人々とともにダム建設を中止に追い込むためには、ダム建設中止後も、ダム予定地の生活再建措置を極力継続できるような法制度の枠組みを考え、その整備を図る運動を展開することが必要である。事務局として今まで取り組んできたことを紹介する。

(1) 質問主意書

政府はダム総点検及び公共事業再評価システムによって、（所詮はトカゲの尻尾切りであるが）一部のダム事業の中止・休止を決定してきているから、政府においても、ダムを中止した時の生活再建・地域振興事業（以下、生活再建事業という）の措置を検討しておかなければならぬはずである。そこで、この問題に関して政府の考えを知るために、佐藤謙一郎衆議院議員が1999年2月と3月に質問主意書を政府に提出した。

これに対する政府答弁書の内容は、今まで中止又は休止の措置をとったダム事業の中には（付替道路以外のこと）生活再建事業の継続が問題になるところまで事業が進捗している事例がないので、「現時点では検討していない。」というものであった。

ダム総点検及び再評価では、事業が或る程度進行しているダム事業も見直しの対象になっ

ている。それにもかかわらず、ダム事業を中止又は休止した場合の生活再建事業の継続について法制度上の検討を全く行っていないということは、事業の進捗状況が入口段階にあるダム事業以外は、実質的に中止又は休止の対象になりえないことを示している。今回の答弁書は、ダム総点検及び再評価によるダム事業見直しの欺瞞性をあらためて露呈するものとなつた。

ただし、今回の答弁書では、唯一の事例として、休止となつた宮城県新月ダムの付替道路の建設を、ダム事業から道路事業へ変更して継続した例が示された。この例から類推すると生活再建事業の多くは、ダム建設が中止になつても、事業替えによって、継続することが可能であると考えられる。ただし、ダム事業であることによる国庫補助等の優遇措置も継続されたのかどうかは不明である。

(2) 各ダムについて生活再建事業のデータの把握

各ダムにおいてどのような生活再建が計画され、進められているのか、また、その事業費の規模を把握するため、関連資料の提供を 1999 年 2 月に政府に求めた。対象にしたダムは、水没家屋がある直轄事業及び公団事業のうち、ダム本体工事に着手していない事業と、今まで休止の措置がとられた事業（補助事業を含む）で、合わせて 57 事業である。

生活再建事業は、ダム事業によるもの、水源地域対策特別措置法（水特法）によるもの、水源地域対策基金（基金）によるものがある。今回の資料によると、このうち、現時点で水特法の事業計画が定められているのは 16 事業、基金のそれは 9 事業だけであった。今後、水特法や基金の対象になる事業が増えると予想されるが、それでも多くのダムにおける生活再建事業はダム事業のみで進められていくものと考えられる。

更に、事業費の面でも生活再建事業の大半は、ダム事業によって展開されているから、ダム事業によるものを把握しないと、生活再建事業の全容を知ることができない。しかし、残念ながら、今回の資料ではダム事業による生活再建事業の内容はあまり明らかにはならなかつた。今後、これについての追加資料の提供を求めていく予定である。

(3) 生活再建事業の内容の検討 八ッ場ダムを例にとって

八ッ場ダムについては既存の資料もあるので、今回の資料を合わせて、生活再建事の中身を整理してみた。事業費の内訳は、ダム事業によるものが約 2000 億円、水源地域対策特別措置法によるものが 1000 億円、水源地域対策基金によるものが 250 億円であり、生活再建事業全体 3250 億円の 6 割強はダム事業によるものである。八ッ場ダムの事業費としてはこの他に、ダム等工事費 1400 億円と用地費・補償費 420 億円がある。

生活再建事業の総額 3520 億円を内容別に分けると、次のようになる。

代替地造成・公営住宅	244億円（7%）
交通対策（道路・林道・鉄道等）	1817億円（56%）
防災対策（砂防ダム等）	415億円（13%）
社会生活環境対策（水道・下水道・教育・消防等）	250億円（8%）
農林業対策（土地改良、農地造成、造林、近代化施設）	117億円（3%）
観光対策（公園、スポーツ施設等）	157億円（5%）
その他（基金事業によるもの）	225億円（7%）
協力感謝金	21億円（1%）
計	3247億円

上表の中で最も割合が高いのは、道路を中心とする交通対策であり、次いで、砂防ダム等の防災対策である。両者は合わせて、約70%を占める。もしダム建設が中止になり、水没を回避できるならば、付け替え道路の大半や鉄道の付け替えは不要になるから、道路等の中で生活再建に必要なものは一部だけになる。また、砂防ダム等の中で生活再建に結びつくものはないと考えられる。土地改良事業などもどこまで生活再建に関連したものなのかが明らかではない。

このように、一口に生活再建事業といつても、実際に生活再建に直結するものはそれほど多くはない。したがって、ダムが中止になった場合を想定すると、どのような生活再建事業を継続すべきかを十分に吟味することが必要である。

(4) 勉強会（岡本雅美 日本大学教授のお話 文責：事務局）

ア 関連事業について

- ・水源地域対策特別措置法等による生活再建事業はいわゆる箱物をつくることであって、個人の生活に結びつくものではない。
- ・ダム関連の事業はダムが中止になっても、それぞれの事業の位置づけをすれば、継続することは可能である。
- ・現在は行政裁量権がきわめて強いので、ダム建設事業が仮に中止になっても、生活再建事業の継続が行政にとってメリットがあるとなれば、行政はそれなりの名目で関連事業を継続するであろう。

イ 個人の所得補償について

- ・ダム予定地について得られなかつた利益を補償する新たな立法を行う場合、次のような問題がある。
 - ・ダム予定地のみを対象とすることによる不公平さ、矛盾をどうするか。
 - ・予定されていた所得補償を中止した場合の過失責任論がどこまで言えるか。河川予定地に

指定されたことによる損失は受忍限度が否かが問われる。

- ・所得補償の例としては、来年度から実施される予定の中山間地域等直接支払い制度がある。これは、農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止するため、中山間地域と平地地域との生産費格差の8割を補助する（水田10アールあたり2万円弱）。

ウ 今後の方向

- ・今後は必要性が失われたダム建設等の公共事業の中止が進められていくであろうが、
- ・それについての事後措置、すなわち、a. 今までかかった費用をだれが負担するのか。
- ・事業中止によって得られなくなった利益をどう補償するか、を定めた法律がない。
- ・必要性がなくなった公共事業を中止させる法律を「サンセット法」とよぶならば、上記の法律は、日没後の明りを灯すための、いわば「ランプ法」というべきものだが、そのような法律をサンセット法と一緒につくる必要があると考えられる。

生活再建対策についての質疑

◆：難しい話になる。ダム前提に立ち遅れた公共事業を補填するを考えればよい。運動論として、・・・それまでに収用した土地については当該の自治体に処分を任せる。現在の整備事業はハコ物ばかりで、生活の糧がない。ハコ物対策ではダメ。どうメシを喰っていくかが大切。

事務局：生活再建の見通しがないと、反対運動は地元との対立関係になる。

◆：整備事業のやりかけたものはやる。今やっているものと、これからやるものについて整理する必要がある。

事務局：個別に対応しなければならず、一般的法律はあまり意味がないのかも知れない。

河川整備基本方針と河川整備計画に対して

河川流域をその河川の洪水被害から守ることや渇水時にある程度の水量を確保することを主目的に、河川管理者（一般的には、1級河川は建設大臣、2級河川は知事）が河川の整備をおこないます。

その河川の洪水被害の起きる頻度をどの程度まで許容するのか、つまり、何年に1度の洪水を想定するのか（100年に1度の洪水であれば、安全度1／100といいます）と、通常はどの程度の水が流れている川にするのか（河川維持用水流量といいます）を想定し、それを可能にするためにダム群や河道にその分担を割り当てます。このような計画を新河川法では河川整備基本方針といいます。建設省が河川審議会の意見を聞いて決めることになっています。

新河川法では、その基本方針に沿って具体的なダム計画や河道整備を河川整備計画で 河川整備計画策定段階ではじめて、住民が意見を言う場が法的に保障されています。

しかし、ダム計画の概略は事実上、河川整備基本方針で決まってしまいます。法的にはダム計画の策定段階で住民が意見を言う場すら保障されていません。

本来、洪水に対する安全度はその流域の住民が、ダムなどを造ることによる多くの弊害（ダム予定地の社会・生活・自然の破壊、流域の自然への影響、財政負担など）と、洪水や渇水による弊害とを考慮して、自分たちで決めるのが筋です。しかし、今は住民がその決定に参加することは法的には保障されていません。

もし安全度が妥当であったとしても、その安全度に該当する洪水流量（基本高水流量という）の設定方法にも大きな問題があります。あまりに非科学的な手法が用いられており、現実ばなれした流量が設定されている例が多いのです。

これまでには何かとこじつけて、治水対策・利水対策といえば「ダム」でした。

現在、建設省は基本方針と整備計画の策定作業をおこなっています。ダム構想が持ち上がるるのは河川整備基本方針の段階です。この段階から住民が参画できるよう、改革しなければなりません。その道は現在法的には保障されていませんが、各地域でその地域の河川を管轄している地方建設局と都道府県、とりわけその河川管理を受け持っている工事事務所に、当該河川についての河川整備基本方針と整備計画の進捗度と考え方を公開質問書などで質し、こちら側から問題提起をおこない、議論の場の設定を求める必要があります。

その結果を逐次、事務局に寄せてください。事務局はそれを全国に発信すると共に、専門的な事項については協力をする、という体制を確立したいと考えています。

建設省によるダム見直しの最近の経過

建設省はダム事業等の見直しを、ダム等審議委員会、ダム総点検、公共事業再評価システムという3つの方法でおこなってきました。今年度（1999年度）からは、ダム総点検の結果については公共事業再評価システムにかけることになりました。

1. ダム等審議委員会

13事業のダム審議委員会のうち、11事業の委員会は終了しています。残りの2事業、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木県等）、小川原総合開発事業（青森県）は審議中断になっています。渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業委員会は来年再開され、第二貯水池建設事業の審議が再び行われる予定になっています。

表1 ダム等事業審議委員会

事業名	現在の状況	答申の内容
沙流川総合開発（北海道）	最終答申	二風谷ダム推進、平取ダム見直し
小川原湖総合開発（青森）	意見提出	小川原湖の淡水化計画撤回、治水事業継続 利水は代替案を検討
渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期 事業（栃木等）	中間答申	2～3年、事業を中断して、再検討
宇奈月ダム（青森）	最終答申	事業推進
矢作川河口堰（愛知）	最終答申	事業中止 <small>休止</small>
徳山ダム（岐阜）	最終答申	事業推進
足羽川ダム（福井）	最終答申	足羽川にダムは必要だが、現計画は不適当
苦田ダム（岡山）	最終答申	事業推進
吉野川第十堰（徳島）	最終答申	事業推進
川辺川ダム（熊本）	最終答申	事業推進
成瀬ダム（秋田）	最終答申	事業推進
高梁川総合開発（岡山）	最終答申	事業推進
紀伊丹生川ダム（和歌山）	最終答申	事業推進

2. 公共事業再評価システム

公共事業再評価システムの中でも、平成10年度から翌年度予算に向けてダム事業の再評価が行われるようになりました。ダム事業の評価対象は次のとおりです。

再評価の対象（ダムの場合）

(1) 予算上の建設段階に入って5年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業

(2) 予算上の建設段階に入って10年間経過した時点で、継続中の事業

(3) 予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業

事業評価監視委員会による評価を受けることになっていますが、その実態はいくつかのダム事業をわずか一、二回の会議で審議するもので、事務局（地方建設局と都道府県）の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっています。委員会のあまりのひどさに抗議して良心的な学者が委員を辞職した例もあります（広島県の委員会）。

【平成10年度の再評価の結果】

10年度に行われたダム事業の再評価の結果は次に示すとおりで、中止・休止の事業は同年度のダム総点検の結果と全く同じです。事業評価監視委員会が全く機能しなかったことを示しています。

【平成11年度の再評価の結果】

11年度は8月末の12年度概算要求までにダム事業の再評価が行われました。結果は次のとおり、補助ダムの4事業だけを休止するというものでした。

3. ダム総点検

平成9年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として行政内部による評価が行わ

れるようになりました。

平成 11 年度からは再評価システムに組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、上記 2. の(1)、(2)、(3) の条件に該当しなくも、社会情勢の変化があるものとして再評価システムにかけることになりました。したがって、総点検だけの結果は 11 年度から発表されなくなっています。

表 2 建設省のダム総点検（総貯水容量 100 万・以上）（平成 12 年度は再評価の結果を示す）

中止ダム		休止ダム		
平成 10 年度から	平成 11 年度から	平成 10 年度から	平成 11 年度から	平成 12 年度から
〔補助事業〕 日野沢ダム（岩手） 乱川ダム（山形） 満名ダム（沖縄） (一時中止)	〔補助事業〕 白老ダム（北海道） 丸森ダム（宮城） 河内ダム（石川） 所司原ダム（石川）	〔直轄事業〕 前の川ダム（香川） 矢田ダム（大分） 〔補助事業〕 松倉ダム（北海道） 新月ダム（宮城） 小森川ダム（埼玉） 白水ダム（沖縄）	〔直轄事業〕 江戸川総合開発（東京） 矢作川河口堰（愛知） 〔補助事業〕 北本内ダム（岩手） 片貝川ダム（富山）	〔補助事業〕 長木ダム（秋田） 緒川ダム（茨城） 轟ダム（長崎） 飛鳥ダム（奈良）
〔直轄事業〕 細川内ダム（徳島）				

4. 問題点

公共事業見直しを求める世論の高まりと、国及び地方自治体の財政難により、ほんのわずかではありますが、ダム事業の見直しも行政レベルで行われています。

しかし、起業者が見直す方式になっているため、そのどれもが国民・地域住民の声を反映する方式を取ることなく、いくつかの例外を除くと、それら事業の必要性等について科学的議論がなされぬまま、起業者の思惑通りの結果がだされています。

私たちが水源連発足当初から「第三者機関による見直しをおこなうシステム」の設置を国に求めている所以はここにあります。

ダム建設に伴う費用負担問題

国も各都道府県、各市町村も、深刻な財政危機にあり、ダム建設等の水源開発事業をこれ以上進めることは財政面からも許されない状況になっている。各水源開発事業と関連事業の巨額の事業費は、国税、地方税、水道料金の形で私たち国民の肩にかかってきている。無用の水源開発事業を中止させるためには、この費用負担の実態と不当性を明らかにしていくことが必要である。費用負担問題に関して、次のとおり、監査請求と住民訴訟、公開質問書の提出が行われてきている。更に、ダム建設に伴う県民の費用負担について詳細な試算を行う作業も進められてきている。

(1) 監査請求と住民訴訟

- 1998年9月 長良川河口堰の工業用水負担金に対する愛知県の支出を違法とする住民訴訟
- 1999年1月 徳山ダムの工業用水負担金に対する岐阜県の支出を違法とする監査請求
(3月に住民訴訟)
- 2月 長良川河口堰の工業用水負担金に対する三重県の支出を違法とする住民訴訟
- 3月 苦田ダムの水道用水調整水量（余剰水量）の負担金に対する岡山県の支出を違法とする監査請求（5月に住民訴訟）

(2) 公開質問書の提出

1999年2月 「思川開発事業を考える流域の会」は「思川開発事業に対する栃木県の費用負担とその必要性に関する公開質問書」を栃木県に提出
(質問書と回答の内容は「水源連だより No.9」参照)

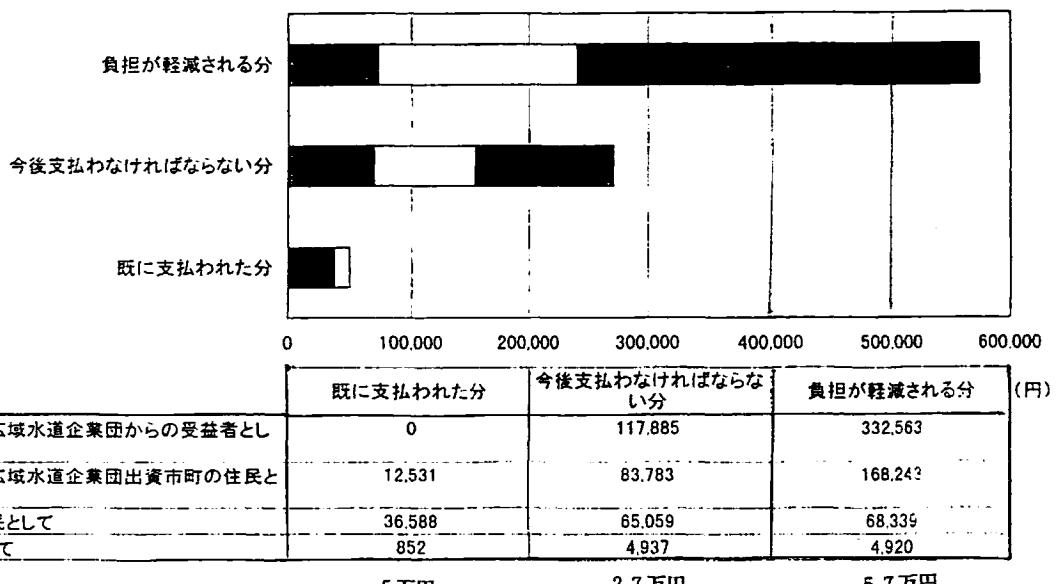
(3) 県民負担額の詳細な試算

西村宣彦氏（京都大学大学院生博士過程、環境経済学専攻）が苦田ダムの建設に伴う岡山県民の負担額について詳細な計算を行った。資料の入手は中桐伸五衆議院議員が行った。

計算の結果は次に示すとおり、苦田ダムとその関連事業を継続すると、岡山県民（苦田ダム開発の水道用水の給水対象区域）1世帯あたりの総負担額は89万円になるが、今（1999年度から）、その事業を中止すれば、32万円になり、57万円も縮小されることが明らかになった。

（資料11）苦田ダム事業および水道広域化施設事業が中止されたら、
一世帯あたりの負担額はどう変わる？

■国民として ■岡山県民として □岡山県広域水道企業団出資市町の住民として ■岡山県広域水道企業団からの受益者として



ウォータープラン21の問題点

水需要の架空予測を国が断念

国土庁が99年6月18日に、12年ぶりに全国総合水資源計画を改訂し、「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」を発表しました。この計画は全国各地のダム計画等を含む水源開発計画の最上位の計画で、目標年次は2010年と2015年になっています。

ウォータープラン21の最大の特徴は、今後20年間の全国の水需要の増加見込み量を640万立方メートル／日とし、前回設定した値の約1／5以下に大幅に下方修正したことです。私たちがこれまで常に「水需要予測が実績と大幅に乖離している。需要予測の見直しをおこなうべきである」と指摘していたことを国も認めざるを得なかつたことになります。これを国が認めたことは私たちの運動の大きな成果です。

ただし、一人当たりの生活用水が45㍑／日も増える、というのはまだまだ過大な予測である、といわざるを得ません。

それでも続けられるダム建設

ウォータープラン21では、大渇水時を想定した水源開発が必要である、として、ダム建設の更なる推進を求めています。

しかし、「大渇水への対応」は以下の施策で可能です。「大渇水」はダム建設の理由にはなりません。

- 1) 大渇水時には農業用水から都市用水へ水の融通を図る。
- 2) 構造的な節水施策を常時推進し、都市用水の需要量を下げておく。
- 3) 地下水等の自己水源をより多く利用できるようにしておく。
- 4) ダムからの無効放流を止めさせる。

これからはウォータープラン21にしたがって、各水系の水資源開発計画が再策定されます。「大渇水への対応」がその中心となるでしょう。「大渇水への対応」という新たな口実で続けられるダム建設に対し、私たちはこれから運動を進めていかなければなりません。

共有トラスト／土地収用法／事業認定取消訴訟

報告 徳山ダム建設中止を求める会

（1）共有トラストと強制収用の動き

徳山ダムにおいては「反対運動はなかった」ことになっており、居住している建物と土地の移転譲渡契約は、1991年のうちに全て終了している。しかし居住地以外の土地は、水没地でもかなり多く残っている。とりわけ本郷集落共有地（もと入会地。70数カ所ある。昭和30年代に88戸の世帯主の名で、1／88ずつの持ち分で共有する登記を行った。その後、相続や譲渡で、持ち分は200人近くに細分化された。）は全員について個別 契約が完了しないと、公団への譲渡が完了しない。

徳山ダムは、建設省・公団にとっては全く緊急性はなく、とりわけ長良川河口堰建設に血道を上げていた頃は、付帯工事としての道路付け替えがボチボチと進む程度で、居住地以外の土地交渉はほとんど進んでいなかった。移転してしまった徳山村住民の側から「残った土地の交渉が進まない」と不満が出ていたくらいである。

1998年6月、公団が事業認定申請をする中で、公団への抗議行動や意見書提出活動を行いました（約150通）。その中で、7月上旬、T. E さんから「共有地の1カ所分の持ち分を譲渡する」旨申し出があった。すでに事業認定申請が出されており（事業認定処分が出ると地権者になれなくなるので）時間との勝負をしながら、118名に分けて登記を行った。

昨年12月24日、建設大臣が申請通りに事業認定処分を行い、今年2月にはT. E さんに対する収用委への裁決申請が出された。3月には私たちに対して「土地譲渡のお願い」（交渉期間を一方的に定めて「返事を寄越せ」という無礼なもの）が送付され、公団職員による一連のアポなし訪問などが行われた。私たちは、これに抗議する一方「十分な説明を聞きたい」と「集団・公開協議」を申し入れたが、「プライバシー保護」とかいう全く論旨不明の文章をもって断ってきた。

7月5日に、公団は「手続き保留解除の申立」を行い、任意交渉打ち切り・強制収用手続きの具体化に入った。公団は、職員の遠方への出張や山ほどの配達証明郵便など、多くの経費をかけて「任意交渉の努力」のアリバイ作りを行ったが、私たちの大部分は、十分な説明どころか、公団職員とろくに口も利く機会もなかったというのがその実態である。

公団は、9月8日から土地収用法35条1項による「土地調査書作成のための調査」に入り、9月13日または15日に私たちに立ち会いを求めてきた。私たちは15日に「緊急現地集会」を開きます。

（2）事業認定処分取消訴訟－行政訴訟（3月16日提訴）

土地収用法に基づく「事業認定」とは事業が公共事業であることを建設省が認定するもので、言い換れば強制収用を認めるものである。私たちは「徳山ダム建設事業は土地収用法20条三項、四項の要件に当てはまらない＝徳山ダムに合理性・公益性はない」という訴えを岐阜地裁に起こした（原告57名）。

被告建設大臣側は、「原告適格」等の入り口論議は仕掛けて来ず、訴状の内容について全面的に反論してきている。第一段階（徳山ダムの公益性を争うという土俵設定）はクリアした。入り口論議に時間を取られることなく、また門前払い判決の心配なしに裁判を展開できる。運動側にとって事業認定処分前に地権者になっておくことは大変重要だと感じる。

被告側の第一準備書面は予想通り「治水では細かい数字を挙げる」「利水では漠然と”長期的に水需要は増大する”だけ言う」で、「徳山ダムは全体として役に立つ。自然環境への

影響などは大きくない。得られる利益が失われる利益より大きいから公共性がある」という大雑把な論理を展開している。これに対しては「都市用水開発の必要性についても、具体的な数字を挙げて論証せよ」と迫っている。しかし被告側の全面展開は、裁判の長期化を意図したものであるという側面は見落とせない。徳山ダム建設をくい止めるためには、短期の裁判で勝ちたいので、利水を焦点を絞りたい。「水資公団の事業である徳山ダム建設事業の公共性は、新規利水の必要性の存否にかかっている」という論を裁判所に認めさせることができるかが第二段階の攻防である。

(3) 収用委への対応

土地収用法の条文では、収用委員会は建設省の事業認定をもって事業目的の公益性は担保されていることを前提にしており、例外的な場合を除いては収用裁決を出すことになっている。事業目的の公共性については原則的に審理しない。岐阜県収用委では、8月19日に(T・Eさんの収用委の場で) 収用委会長が「収用委は、土地の境界・面積、土地価格、土地以外の権利があればその補償、の3点しか審理しない」と言い切っている。

私たちは徳山ダムの公共性・公益性（が存在しないこと）を争う立場であり、補償額の適・不適だけを審理する収用委の土俵には乗れない。そこで

- A. 「事業認定処分に一見明白な瑕疵がある」から却下すべきだ、と主張する
- B. 事業認定取消訴訟の最中に収用委を開くべきでない、と主張する

のうちの B を選択する、と、運営委・原告世話人は方針を決めた。

A では、「事業認定に一見明白な瑕疵がある」ことの立証責任が、地権者側にあるが、「一見明白な瑕疵」を立証して認めさせるのは容易ではない。立証せずに言いつぱなしにすればこちらの主張は全く通らなはずに、事業目的で争ったという印象だけを振りまくことになる。公団側は、収用裁決を「事業目的の公益性をも、公正な第三者の判断を仰いだ結果の収用裁決だ」と言い立てるであろう。一方、私たちはすでに、事業目的を論ずる場を行政訴訟という形で設定している。一般論でも裁判所を差し置いて収用委が判断するのは越権行為で、認められない。さらに岐阜県収用委の実態を見ると、徳山ダムの公共性・公益性（が存在しないこと）の判断を委ねたくはない。

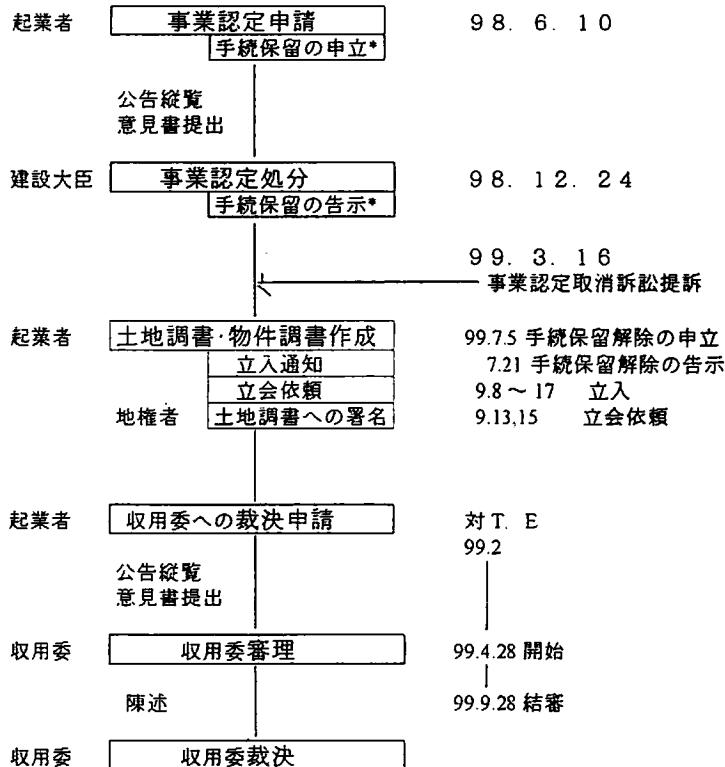
B 案でも、意見書あるいは陳述など機会を捉えて、徳山ダムの問題点を述べていく予定である。「・・・このように多くの問題のある事業であるから、事業認定取消訴訟が起こされた。司法の場におけるその判断が下される前に、収用委を開くのは不当である」「・・・こういう疑問点が多々あるので、公団に説明を要求したが、何ら説明をしようとなかった。地権者二説明もせずに、裁決申請を行うのは法の趣旨にも反する。事業認定取消訴訟を通じて、司法の場で事業目的について十分に審理が尽くされるまで、収用委の審理は凍結すべき

である」等。（「・・・」に主張を入れる）

すでに事業認定取消訴訟を起こしている以上、収用委では「私たちの主張をマスコミと傍聴者に訴える」ことが主目的となる。同時に（収用裁決を出すに決まっている）収用委といふものの実態も明らかにしていく方針である

「土地収用」の流れ

<徳山ダム事業>



共有地運動等について質疑

◆：法律的にはどうなのか。

報告者：現在の土地収用法では（トラストによる抵抗は）難しい。

◆：土地収用法の改正をさせる運動はどうか。

報告者：そう思う。

事務局：共有者が土地収用に同意しなくて

も、首長が代理署名できる仕組みになっている。首長に対して代理署名することを止めさせる運動も重要。

◆：石川県は強制収用を嫌っているので辰巳ダムでは（トラストによる抵抗が）現在は有効に働いているが、最後は力関係か。

■総合討論



◆：2つある。

1. 財政問題

①水資源開発公団のトンネル会計

②財政投融資基金

③補償の問題

2. 見直し機関について

元の案での再考を願う。

資料は裁判で得られた。討論はマス
コミを通じてできた。

NGOなど住民参加が必要。

◆：第三者機関についての案はひっこめて
はいけない。

個別の再評価委員会をどうするのか。

個別の問題に対応する必要がある。

公共事業全般を対象とすること
は難しい。

2. 財政問題について、きちんとして
いく。八ツ場ダムのような資料を個々
にほしい。

どのような資料を得ればよいのか、

マニュアルがほしい。財政資料をしつ
かりと出させる。

3. 事業中止のときの問題は難しい。

自治体が本当は止めたくても止められ
ない。

補助金を国に返さなければならない。

◆：五木村の問題は深刻。すでに妥結して
いる。代替地について個別に進行して
きた。

「いま反対してもらっては補助金もも
らえなくなる」

生活再建のための金の出所がない。

ハコ物ではなく、いかに喰っていく
かが大切。どうやったらメシを食って
いけるのか、そういう中からしか連携
はできない。

・川辺川ダム問題の研究会ができると聞
き取り調査も行っている。

・川辺でも生活再建事業を金額的に調
査してほしい。

司会：水源連に対する期待が大きいが、事
務局の体制を強化しないとこれ以上の
動きが採れないのが実態。

◆：村議会に出してもダム問題は取り上げ
られない。個別に聴いてもまともに応
えてもらえない。平成9年の台風16
号のことについても改ざんデータ。

◆：足羽川の場合、正規のルート（公式の
審議委員会）の場で「足羽川ダムは適
当でない」とでたが、（水源連の）テ
ータ論争が効を奏したもの。

事務局：事務局として、見直し機関につい
て実現の方向で動く。同時に公害等調
整委員会の利 用については、できる
ところでやって欲しい。

・ダム費用の財政分析問題についてど

うデータをとればいいかマニュアルを作る。

- ・中止補償の問題 状況によって違う。事業は事業名を変えて継続することができるが、個人の補償は難しい。特別措置法として検討してみる。
- ・事務局では自然科学的な人材は強いが、社会学的な裏付けができる人材が貧弱であるのが弱点である。



各地からの報告

1、川辺川ダム清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会 重松

昭和40年7月の大洪水について建設省と争っている。私たちは市房ダムの放流によって大被害がおきたと認識している。建設省は逆の意見で市房ダムがなければもっと被害は大きかったとしている。建設省が強調する総流量ではなく、瞬間流量こそ問題にすべきである。人吉大水害体験者の会は「球磨川大水害体験集」を作った。計画されている川辺川ダムは市房ダムの3倍の容量で非常時には $5160 \text{ m}^3/\text{s}$ 放水する能力があり、これは大水害を招く。

2 細川内ダム徳島県木頭村村議会議長 高石

建設省は工事をやっていないのに現地工事事務所を作ったが、これを撤去させた。現在は、4000万円の調査費のみがついている。今は、ダムについては小康状態である。下流側の阿南市では商工会議所を中心としたダム建設促進の動きがある。木頭村では村一致してダムに反対し、村議会では6月定例議会で細川内ダム阻止特別委員会を作った。

3 苦田ダムストップ・ザ・苦田ダム 南条

土地共有者集会を8月に岡山と東京で開催した。42年間の苦田ダム闘争で2つの裁判闘争を行っている。一つは協力感謝金問題で、支出は違法という訴え。これは一審では敗訴したが、現在高裁で審理中。もう一つは「消費見込みのない苦田ダム受水の生活用水分の広域水道企業団への支出」を違法とする住民訴訟で、5月に岡山地裁に提訴した。今後の闘いの焦点は、強制収用の手続きをめぐるものとなる。特にダム事業認定の取消しを求める法廷闘争が重要となる。10月15日に岡山市で住民訴訟を支える会を結成する。

4 長良川河口堰長良川河口堰建設をやめさせる市民会議 村瀬

報告資料を読んでいただきたい。差し止め訴訟のねらいについて補足する。ダム建設の暴走を許しているのは、ダム計画を建設省役人が立案し、知事が事業に同意を与えれば事業をスタートできることにある。だから知事を問責することで、公共事業暴走のメカニズムの根底をつぶすのが我々の提訴のねらい。河口堰に設定される水利権のうち利用されない工業用水分を、県は一般会計から企業会計への繰入金でしりぬぐいする。これは地方財政法第6条の禁止するところ。愛知県、三重県に対する支出差し止め、支出すれば賠償請求の住民訴訟を提起した。

5 徳山ダム徳山ダム建設中止を求める会 近藤

先程の活動報告とは別の観点のことを話したい。報告資料74頁の藤橋村や当地五木村など過疎の村の問題をどうするか。ダムを中止する、中止しないとしても、どうやって自立して暮らしていくのか。この問題抜きにはダム問題は語れないし、解決しないのではないか。直ぐに解答はでないと思うが、これを共通の問題意識にしたい。

6 辰巳ダム 兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会 碓山

水源連には入りていなかったが、今回の総会に参加することにあわせ入会した（拍手）。再評価について、県内15市民団体で昨年11月委員会に申し入れした。申し入れ内容は①公開の審議、②反対の意見を聴け、③じっくり審議しろ、という当たり前のことを要求した。これが効き、12月に結論が出ず、3月にも出なかった。県はあせって、市民団体との意見交換を求めてきた。意見交換については市民団体内で激論（お墨付きを与えるのではないかとか）があった。個別具体的に分析することが必要であることから、委員10名のこれまでの業績、発言などを調べたうえで意見交換にのぞんだ。8月の石川県公共事業評価監視委員会の結論は、ダム建設に消極的賛成であったが、5点の付帯意見をつけた。付帯意見の実現を迫ることにより、ダムをほとんどできないところまで押し戻すことができた。詳しくはホームページを見てください。

7 ハツ場ダムハツ場ダムを考える会 角田

ハツ場ダムは計画から47年。地元の人達は疲れはてている。全国ダム所在市町村連絡協議会の下久保ダムを抱える鬼石町の関口町長がマスコミにダム問題を訴えていた。これに呼応するように結成されたのがハツ場ダムを考える会で、今年7月10日に発足した。水源連の嶋津さんにも来てもらい、100名参加のシンポジウムを開いた。建設省に8項目の質問書を出した。ようやく回答がきたので検討している。地元の政党にも質問書を出した。3党から回答が

あった。自民党でさえ、今までの経済的、精神的苦痛については何とか検討しなくてはとの回答があった。

8 思川開発思川開発事業を考える流域の会 伊藤

思川源流域に 3 つのダムの問題がある。思川の終点が渡長瀬遊水池。渡長瀬遊水池は 1996 年にダム審議委員会で条件付きながら中断だったが、来年度予算要求で再開しそうだという雲行きで、風雲急を告げてきた。あらためて問い合わせたらねばという状況となっている。思川については、全国集会や第 5 回水源連総会が昨年現地で開催されたが、これが契機となって地元で反対を表明する人も増えた。建設省と水資源開発公団が 8 月に「思川開発事業検討会」を発足させた。この検討会の結果を受けて今後の事業展開に反映させていくという。これは、新しい動きになるのではないかという心配がある。

9 新潟のダム開発揚水ダム全国ネットワーク 三橋

清津川ダム計画については、利水に関しては当初予定に比べ問題にならないぐらい減った。今年再調査をしている。県知事は利水に言及しないで、治水にダムは有効というようになつた。新潟県には 700 億円の負担が予想されている。自然観察指導員の努力で環境アセスの調査をやっている間は調査工事は中止となっている。これで 2 年ぐらいは調査工事を止めておける。湯ノ谷ダムは電源開発側からの交渉が途絶えているそうだ。

10 月山ダムウォーターウォッチャネットワーク 草鳥

山形県鶴岡市からきた。東北で最大規模のダムがほとんど出来ている。1780 億円という巨大な予算。工事費は当初の 3 倍に膨らんでおり、年間 24 億円もの新たな負担を市民が被らなければならない。それを何とかしたい。2 年前から活動しているが、市民運動としては、今年 3 月に建設省・県・市と鶴見先生、保屋野さんをよんでバトルトークを公開でインターネットを使いながら行った。春の市議選で 2968 名の支持をえて当選し、議会と市民運動の両面で闘っている。鶴岡市は 10 万人が地下水を使っている。このおいしい水を是非ともキープしたい。ホームページも水源連とリンクしていく。

11 相模大堰相模大堰訴訟原告団 早川

横浜地裁での裁判は、12 月結審の段階になった。裁判と並行して円卓会議（神奈川県内広域水道事業団、神奈川県水源対策室、相模川キャンプインシンポジウム、相模大堰訴訟原告団の 4 者）を 44 回行い終了した。円卓会議では裁判に利用できる資料を大量に得ることが出来た。ホームページも見て下さい。<http://www3.justnet.ne.jp/~kanaoken/oozeki/OOZEKI.htm>

水源連ホームページ アドレス <http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm> (まだ未完成の部分もありますが徐々に整備中です時々ご覧下さい。)

水源開發問題全國連絡會

This page undated on

- 水源開発問題全国連絡会の紹介 PDF
 - 水源開発問題全国連絡会・結成宣言 PDF
 - 大規模公共事業見直し機関草案について PDF
 - フロー概念図
 - 大規模公共事業見直し機関草案（特に水源開発事業に関して） PDF
 - ダム等審議委員会結括表 PDF
 - 「ダム事業の評価システムの试行」に対する水源開発問題全国連絡会の見解 PDF
 - 河川法を改正する法律案骨子（1997/4/9建設省に提出） PDF
 - 河川法改正の基本的な根拠 PDF

199.28. 西日本

八代海保全に川の貢献大 漁業権は各組合員の問題

人吉市で「川辺川を守る全国集会」



河口が見え、大水のどま
は流木が対岸の天草まで
打ち寄せる。八代海など
の内湾は特に川との結び
つきが強い。川を通して
栄養分や土砂などの供給
を受けている。それがな
つと来たり、タクで止ま
る公園。一年を通して
ゆったり流れている。

また、熊本教授は琵琶川漁協が球磨川水系に対して持つてゐる漁業権について、「漁業権は、漁協といへば、漁民一人ひとりの問題。少數でも反対すれば、建設省はダメ本体工事に着手できまい。着工には、関係漁民全国の賛成押印が必要」と解説。「だから、仮排水路なら漁師の同意が不要な事業かといひんじん進め、穴堀を埋めてあるのが國の作戦だ」と述べた。

川辺川ダム事業の見直しを求める十五団体が一十五日夜、人吉市で開いた清流球磨川・川辺川を守る全国集会で愚民ともいふに日本一のアゲハ蝶の巣でもある「アゲハの里」では、漁師の老バーリストにバネルディスカッションも行われた。河川環境が海の生態系にも大きな影響を及ぼす」とや漁業権の重要性などが再確認された。

これが健全にな
ること、内窓の環境は厳し
くなる」と指摘。

そのうえ一川四川
が球磨川（の清流）を支
えている。川辺川ダムが
できたら、八代海は死
んでしまう」と強調し
た。

漁師ら4人が問題点指摘

久々建設見直し討論会

第3種郵便物送付

建設省が進める川辺
ダム計画に関連して、不
必要な水源開発事業に反
対する「水源開発問題全
国連絡会」（水源開
拓連絡会）（水源開
拓連絡会）のほ
ど、建設省の公開テータ
ムを基に、川辺川ダム計
画は不要と主張する治水計
画の対案をまとめた。
対案の最大のポイントは、
ダムによる洪水調節能

治水計画の対案示す

の必要性やダムの規模の根拠となる基本高流水量（洪水時に想定されるじーく流量）に疑問を呈している点、九州地方建設局の一九六六年の計画で、水源運は対案で、六六年以降の流量データも含め、その差の毎秒三千立方メートルを川辺川ダムと市房ダムでカットする、むけじる。

との差一千三百人)のうち
千八百人は、河床削掘に
よつて、残り五百人は約
五百人(深さ一・五メートル)
の邊水地で対応(アシスト)タ
ムは不要と主張。「川辺
の保水力向上を加えれば、われわれの治水計画に
密接もないと規模縮小である」と諷諭している。
一方、九畠建は川辺

人吉市で26日、全国でダム計画に反対している市民グループでつくる水源開発問題全国連絡会（水源連）の総会があり、参加者約50人が活発な議論を交わした。参加者のほぼ全員が、25日

の「清流球磨川・川辺川を守る全国集会」にも出席。2日間を通じて、國が今年度中の本体着工を目指している川辺川ダム問題の見直しを求める意見が多く出された。主な発言を集めた。

人吉市で水源連総会

川辺川ダム 見直し論続々

環境問題などの市民運動出身の東京都国立市市長、上原公子さん(崎県出身)など、分かれいの反対側の



上原公子さん

国の手口に注意を

「自治」取り戻そう

水源開発問題全國連絡会
所屬の研究者、鳴澤謙之助
ん 川辺川ダムによる治水工
（洪水防止）計画を科学的
に検討したら、過去に実際の

流域の皆さんには、被害を引
き起こす可能性があるためダム
工の予定が迫っているが、
水は危険なだけだ。本体善
応できない場合のあること
が分かった。ダムに頼る治
工は危険なだけだ。本体善

A black and white portrait of Takanishi Ryōtarō, a man with dark hair and a mustache, wearing a light-colored shirt.

www.ijerph.org | ISSN: 1660-4601 | DOI: 10.3390/ijerph17030897

（川辺川タク）
いの（川辺川タク）
ないという住民の
くまないような首長
なら、皆さんの手で
方がよい。

全国からの参加者主な発言

矢山有作さん

川辺川を守る集会に参加できることは何かの縁かも

蝶戀花

豈連御宿の如き、
古御殿を過ぐる、源氏地の時
頃御殿に立つた生糸を織
かの姫路に立つて、「ああ、
説明な選択をされむわが心
へり」といふ。

三國志

計画を進めた。遊水地や河川整備して、たとえば、水の豊かな岐阜市に立って、豪華な遊覧船を運んでこよう。

99年度会計報告と

2000年度会費納入のお願い

1. 会計報告

99年度会計についてはさきの第6回水源連総会において下記のように報告し承認を戴きましたので報告致します。

1999年度会計報告

(98年11月1日～99年9月18日)

収入合計	864,148円
------	----------

前年度繰越金	410,468
年会費	339,000
カンバ	61,000
第5回総会資料売上げ等	53,680

支出合計	408,520円
------	----------

行動費	132,825
勉強会費	20,000
切手・葉書代	142,930
封筒代	4,200
通信費(Fネット)	5,875
印刷費(水源連だより等)	97,650
振り込み手数料	5,040

次年度繰越金	455,628円
--------	----------

2. 2000年度会費納入のお願い

99年度は、行動費等の出費も各地の行動の支援のための大きくなりましたが、当初予定したリーフレットの作成が、総会までに間に合わず、今回同封するという形になりましたので、予定より多い繰越金となりました。2000年度の水源連財政は、実

質的には昨年度より、厳しいものとなります。全日本水道労働組合からの大口の団体会費も継続いただいているが、これまで参加各団体・個人からの会費納入も決して満足できる状況にはありません。各団体・会員の皆さんにおいても様々財政的には厳しい中で活動を行われていることは十分承知しておりますが、今年度の会費納入についてこれまで以上にご協力をお願いしたいと思います。

なお、各会員の会費の有効期限につきましては、封筒宛名の下に記入しております。前年度分まで未納がある方には、できればさかのぼっての納入をお願いいたしますが、とりあえず、今年度分の会費納入を優先していただいて結構ですので、同封の振り込み用紙で早期の納入をよろしくお願ひいたします。

振込先は

郵便振り込み口座 00170-4-766559

加入者名 水源開発問題全国連絡会

新規作成のリーフレットの配布について

今回同封致しました水源連リーフレットは、各地のダム反対運動が提起している問題を全国に広げるために作成したものです。

近日中に各団体に一定の部数をお送りいたします。必要部数がはっきりしている団体、会員の方は早めに事務局までお知らせ下さい。

一応1部100円のとしましたが、様々な活用方法の中で代金の回収不可能な場合も想定しております。詳しくは配布の際に別途お知らせいたします。